

神戸市立地域交流センターの指定管理料に関する要綱

(平成 17 年 4 月 1 日保健福祉局長決定・最終改正令和 8 年 3 月 31 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市立地域交流センター条例（令和 7 年 3 月条例第 22 号。以下「条例」という。）第 21 条及び神戸市立地域交流センター条例施行規則（令和 7 年 6 月規則第 5 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、地域交流センターの指定管理者の管理業務開始に向けた指定管理料の交付の諸手続等について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者)

第 2 条 この要綱に定める指定管理者とは、条例第 5 条第 1 項で定める、地域交流センターの指定管理者として市長が指定した団体をいう。

(地域交流センター)

第 3 条 この要綱に定める地域交流センター（以下「センター」という。）とは、条例第 2 条に定めるものをいう。

(指定管理料)

第 4 条 市長は、予算の範囲内でセンターの管理運営及び条例第 3 条に掲げる事業にかかる経費の一部（以下「経費」という）につき、指定管理料として指定管理者に支払うものとする。

2 指定管理料の内訳及び月額は別表に定めるものとする。

3 指定管理料（特別運営費を除く）は、原則として年額を会計年度当初に支払うものとする。ただし、指定管理者との協議により別に支払方法を定めた場合はこの限りでない。

4 指定管理料のうち、特別運営費は実績に基づき、支払うものとする。

5 市長は次に掲げる場合は、指定管理者との協議により、指定管理料を増額もしくはその一部を減額することができる。

（1）センターの面積が 500 m²を超える場合

（2）他施設との合築等の事情等により管理負担が他センターに比して大きい場合

（3）利用料金による収入が、支払った指定管理料の 5 割を上回る場合

(指定管理料の精算)

第 5 条 指定管理料の剰余金については、翌年度に繰り越すことができる。ただし、指定管理期間の最終年度末の時点において、指定管理料から経費を控除しても、剰余金が発生する場合は、市長へ返納するものとする。

2 指定管理料については、その繰越金も含め、センターの経費のみに充当できるものとし、地域協働局長が認める場合を除き、その他一切の流用はできない。

3 指定管理者は、指定管理期間内に指定管理者を辞めた場合、その年度における指定管理料の総額を 365 日で除した額に、センターの指定管理者を辞める日から、年度末までの日数を乗じて得た額を市長へ返納しなければならない。返納してもなお剰余金が発生する場合はあわせて返納しなければならない。

(協定)

第 6 条 市長は、条例第 20 条第 1 項各号に定めるセンターの指定管理業務を開始するにあたり、指定管理者との間に協定を締結する。

- 2 協定は協定書により行うものとする。
- 3 協定の期間は、指定管理者を指定する期間と同一とする。

(帳簿の備付け等)

第7条 指定管理者は、管理運営等センターの経費にかかる収支を明らかにした帳簿を備え、関係書類を保管しなければならない。

- 2 市長は必要があると認めるときは、帳簿、関係書類を調査し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(決算報告)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後に、翌年度の4月末日までに市長に対し、決算報告を行うものとする。

(指定管理者の名称変更等)

第9条 指定管理者の名称及び代表者の変更があったときは、指定管理者団体名称兼代表者変更届(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(施行細目の委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、地域協働局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表（積算基準）

経費区分	指定管理料
基本運営費 （指定管理者が提案する管理パターンに応じて支払う。）	①管理パターンA（平日4日間9時～16時を基本とする有人管理） 月額20,000円（年額240,000円） ②管理パターンB（Aに土曜日を加える） 月額40,000円（年額480,000円） ③管理パターンC（Bに日曜日を加える） 月額60,000円（年額720,000円） ④管理パターンD（完全無人管理） 支給なし ※①～③において、休館日を設けず、平日5日間9時～16時を基本とする有人管理の場合は月額10,000円（年額120,000円）を増額する。
特別運営費 （右記条件に該当する場合のみ支給し、実績に基づき支払う。）	夜間時間帯（17時以降に2時間以上）に有人で対応する場合 日額2,000円を指定管理者の実績に基づき支払う ※ただし、指定管理者（共催・委託事業を含む）による夜間時間帯の利用は実績に含めない。また、電子錠の活用等により無人管理で対応した場合は支給しない。
その他管理費 （管理運営物件の面積に応じて支払う。）	管理運営物件の面積①～④の区分に応じて支払う ①200㎡未満 月額90,000円以内（年額1,080,000円） ②200㎡以上300㎡未満 月額100,000円以内（年額1,200,000円） ③300㎡以上500㎡未満 月額120,000円以内（年額1,440,000円） ④500㎡以上 月額150,000円以内（年額1,800,000円）
管理運営の効率化に対する支援 （予約管理システム、電子錠を導入する場合のみ支払う。）	①予約管理システムのみ導入の場合 月額10,000円 ②電子錠のみ導入の場合 月額10,000円 ③電子錠と予約管理システム両方を導入する場合 月額20,000円 ※電子錠については、施設の構造上等、複数設置しなければ、効率化の目的を達成できない場合は月額10,000円にその個数を乗じた額を月額とする。

- (1) 光熱水費の負担を要しない場合は、その他管理費を上記基準①～④の面積に応じて月額①30,000円、②45,000円、③50,000円、④60,000円を減額する。ただし、市が支払う光熱水費（実費で1,000円以下は切り上げる）が控除額に満たない場合は、指定管理者と協議のうえ、その差額を翌年度に返金もしくは翌年度の控除額より差額分を差し引くことができるものとする。
- (2) 別紙1のセンターについては、その他管理費の年額分から別紙1①～⑪に記されている合計金額に①～⑦、⑨～⑪については55,200円、⑧については48,000円を加えた金額を控除し、会計年度当初に支払うものとする。
- (3) センター新設や改修工事等に伴い、長期間閉館する場合の指定管理料については、工事完了後、下記①②の金額を乗じた額を減額するものとする。
 - ①基本運営費を365日で除した額に、新設や改修工事等に伴うセンター閉館日から、新設や改修工事等の完了後、センターの開館日までの日数を乗じて得た額
 - ②その他管理費を365日で除した額に、新設や改修工事等に伴うセンター閉館日から、新設や改修工事等の完了後、センターの開館日までの日数を乗じて得た額
- (4) 第4条第5項各号において指定管理料を増額する場合は、年額348,000円を上限とする。
- (5) 管理運営物件にエコノバ（資源回収ステーション）を設置しているセンターについては、

年額 30,000 円を上限として、指定管理料を増額する。

- (6) その他、特別の事情のあるセンターについては、指定管理者と協議のうえで、地域協働局長が定める。

(別紙 1)

学校コミュニティ等整備事業関連〔別表(積算基準)(2)関連〕

(単位：円/年)

	センター名	電気代	ガス代	水道代	合計
①	鶴甲地域交流センター	130,000	—	40,000	170,000
②	西高丸地域交流センター	130,000	70,000	40,000	240,000
③	鈴蘭台地域交流センター	130,000	70,000	40,000	240,000
④	妙法寺地域交流センター	130,000	70,000	40,000	240,000
⑤	東垂水地域交流センター	130,000	70,000	40,000	240,000
⑥	長田地域交流センター	130,000	70,000	40,000	240,000
⑦	北山地域交流センター	130,000	70,000	40,000	240,000
⑧	北五葉地域交流センター	130,000	70,000	40,000	240,000
⑨	成徳地域交流センター	130,000	—	—	130,000
⑩	名倉地域交流センター	130,000	—	—	130,000
⑪	長田東地域交流センター				600,000

指定管理者 団体名称兼代表者変更届

神戸市長 宛

年 月 日

セ	ン	タ	ー	名	:	地域交流センター
団	体	名	:			
代	表	者	名	:		

下記のとおり、(団体名 ・ 代表者) を変更いたしましたので
届出いたします。

記

変更日

年 月 日

団体（代表者）名

(旧)	
	(団体印)
	(代表者印)
(新)	
	(団体印)
	(代表者印)